

摂津市役所
☎ 06 (6383) 1111 (大代表)
☎ 072 (638) 0007 (代表)

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ

市長の資産などを公開

「政治倫理の確立のための摂津市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長から提出された「資産等(補充)報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」を、市役所1階・情報コーナーで公開します。

各報告書の「閲覧」または「写しの交付(有料)」は、所定の手続きが必要です。

問合せ 秘書課へ

鶴野地域都市計画案説明会・公聴会を開催

環境センターと公園の廃止・整備にかかる都市計画案の説明会と公聴会を開催します。

日時 ①説明会Ⅱ▽7月12日(金)午後7時から▽14日(日)午前10時から②公聴会Ⅱ8月14日(水)午後2時から
場所 ①環境センター3階・見学者室②市役所3階・301会議室

公述申出書の提出

7月17日(水)31日(水)に、環境センター1階・環境業務課、市役所5階・水みどり課で配布(市HPからも取得可)の申出書を書いて、いずれかの課へ持参または郵送(必着)

公聴会の傍聴 希望者は、はがきに「住所」「氏名」「電話番号」を書いて7月31日(水)までに、いずれかの課へ郵送(必着) ※メールも可 ※定員は10人(先着)

問合せ 各課へ

情報公開条例の運用状況

前年度の「情報公開条例」の運用状況をお知らせします。詳細は、市役所1階・情報コーナー、市ホームページ(総務課)で閲覧できます。

※情報公開条例とは、市が持っている情報(行政文書)を、市民の請求に応じて公開(閲覧・写しの交付)する制度です

公開請求等件数 78件▽公開22件▽部分公開54件▽文書不存在2件

問合せ 総務課へ

水道お客様窓口
定期メンテナンス実施

7月21日(日)午前9時〜午後5時まで、定期メンテナンス作業により、窓口対応および一部のサービスを休止します。

問合せ 料金課へ

マイナンバーカード
休日開庁

7月28日(日)午前9時〜12時にマイナンバーカードの手続き(申請、交付、保険証紐付け、更新、暗証番号再設定、ロック解除など)ができます。

※必要書類などの詳細は、市ホームページ(下記QR)へ
問合せ 市民課へ

立候補予定者説明会

市長選挙の立候補予定者説明会を行います。

日時 7月31日(水)午後1時半から
開催場所 市役所3階・301会議室
問合せ 選挙管理委員会事務局へ

国保料夜間・土曜相談
事前予約制をスタート
7月25日(木)午後5時半〜8時、27日(土)午前9時〜12時、納付相談を事前予約優先で受け付けます。 ※予約は下記QRへ ※電話相談は専用電話 ☎ 06 (6383) 1555へ
問合せ 国保年金課へ

里親制度相談会

里親制度の相談会を開催します。
日時 7月26日(金)午前10時〜午後1時 ※22日(月)26日(金)は里親制度のパネル展示

を実施
場所 市役所1階・ロビー
対象 里親に興味のある人
申込み 不要
問合せ 大阪乳児院 里親支援機関 おむすび ☎ 06 (6372) 1602へ

市税土曜電話納付相談

7月27日(土)午前9時〜12時、電話納付相談を受け付けます。専用電話 ☎ 06 (6383) 6133へ。
問合せ 納税課へ

東一津屋地区周辺清掃

7月23日(火)に、東一津屋地区周辺のごみ拾いを行います。 ※雨天中止 ※健幸マ

イレージ対象
集合時間 午前9時半
場所 東一津屋公園
問合せ 環境政策課へ

7月は夏の交通事故防止運動

夏の行楽期を前に、交通规则と交通マナーを身につけましょう。

運動の重点 ▽こどもと高齢者の交通事故防止 ▽自転車の安全利用の推進 ▽二輪

車の交通事故防止 ▽飲酒運転の根絶
問合せ 道路交通課へ

募集

自衛官募集

防衛省では、自衛官などを募集しています。

種目 ①航空学生 ②一般曹候補生 ③自衛官候補生 ④防衛大学校学生 (推薦・総合

市長 森山 一正

住民税に係る過大還付について

平成30年度住民税課税事務の過大還付につきましては、令和2年8月に不当利得返還請求を提訴し、令和3年10月に本市の全面勝訴判決となりました。
しかしながら、相手方からの返還がないことから、債権および振替社債等差押命令の申立てを行い、全額回収に向け奔走しましたが、相手方代理人から、破産免責申立ての通知があり、裁判所からの破産手続開始等の通知書を受領せざるを得なくなりました。その後は、不本意ながら過大還付額を補う金額には至らず、最終的な配当回収額は693万350円となりました。一方、これらを補填すべく、これまでの間、歳入確保として、国制度等を活用するなど新たな収入確保に努めたところであり、一定の成果を上げることができました。
市民の皆様には多大なご心配をおかけし、お詫び申し上げます。今回の事案を教訓に、より一層適正な業務執行に努めてまいります。

物価高騰支援給付金

新たに住民税非課税となる世帯・住民税均等割のみ課税となる世帯へ

7月末に対象と思われる世帯に確認書を発送予定です。 ※令和5年度物価高騰支援給付金の対象となった世帯は対象外 ※詳細は市ホームページ(右記QR)へ

調整給付金

定額減税しきれないと見込まれる人へ

8月中旬に確認書を発送予定です。 ※詳細は市ホームページ(右記QR)へ
問合せ 市コールセンター ☎ 06 (6170) 1538へ

選抜) ⑤防衛大学校学生(一般) ⑥防衛医科大学校学生(医学科) ⑦防衛医科大学校学生(看護学科)
資格 ①海Ⅱ高校卒(見込み含む)・23歳未満、空Ⅱ高校卒(見込み含む)・24歳未満 ②③18歳以上33歳未満 ④⑦高校卒(見込み含む)・21歳未満
受付期間 ①9月5日(木)まで ②9月3日(火)まで・10月1日(水)〜11月28日(木) ③通年 ④9月5日(木)〜9日(月) ⑤10月17日(木)まで ⑥10月9日(水)まで ⑦10月2日(水)まで ※令和7年3月高等学校卒業予定者は、9月16日(祝)以降に選考開始

太陽光パネル・蓄電池
共同購入の参加者募集

太陽光パネル・蓄電池を府民みなさんでお得に共同購入する参加者を募集します。 ※詳細は下記QRへ

問合せ おおさかみんなのおうちに太陽光事務局 ☎ 0120 (758) 3000へ

市営住宅入居者募集

募集戸数 ▽三島団地(三島2丁目5番2号) 一般世帯向け5階1戸▽一津屋第1団地(一津屋2丁目26番2号) 一般世帯向け1階1戸・2階1戸

入居資格 申込者本人が市内在住または在勤で、収入基準に合つことなど(詳細は募集案内参照)

募集案内・申込書の配布

市役所2階・資産活用課
コミュニケーションラザ、別府コミュニケーションセンター、安威川公民館、新鳥飼公民館、味生公民館、正雀市民ルーム、摂津市営住宅管理センター
申込み 7月16日(火)(土)(日)を除く、までに、同住宅管理センター(鶴野1丁目6番5号)へ(郵送不可)

グリーンカーテン
コンテスト作品募集

グリーンカーテンの写真を募集します。

対象 市内在住者または市内事業者・団体
応募期間 9月6日(金)まで
応募条件 今年に市内で育てたゴーヤなどのつる性植物(1年草)のグリーンカーテン

結果発表

11月予定。入賞者には賞状と記念品を贈呈

応募方法 市役所4階・環境政策課、コミュニケーションラザ、別府コミュニケーションセンター、各公民館で配布(市ホームページからも取得可)の応募用紙を書いて、全景写真1枚を同封し同課

お知らせ／募集

相談

健康

公民館・コミセン

スポーツ文化

図書館

施設催し／教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域／市民活動

ごみ・資源

お知らせ／募集

相談

健康

公民館・コミセン

スポーツ文化

図書館

施設催し／教育ほか

福祉

産業振興

子育て

地域／市民活動

ごみ・資源

今月の各種相談			
相談名	相談内容	日時	場所・問合せ
市民法律	土地、建物、金銭貸借、相続、交通事故などの法律問題	毎週㊸・㊹ 午後1時～4時（各日先着6人） ※15日㊹除く	自治振興課（市役所2階） ☎06（6383）1357 ※予約受付は実施日当日の午前9時から相談終了時間の30分前（市民法律相談は午後3時）まで。☎予約可
行政	国、府、市などの業務に対する要望など	3日㊸午後1時～3時	
登記	登記・測量、不動産相続、境界の問題	5日㊸午後3時～5時（先着4人）	※各相談1回30分まで ※要望・苦情などの市民相談窓口は自治振興課へ
外国人市民相談	外国人が抱えている生活上の諸問題	毎週㊸㊹㊸（第4㊹除く） 午前9時半～午後4時半	国際交流協会（コミュニティプラザ内） ☎06（6319）6251
税務	税理士による所得税や相続税、贈与税などの税務相談	16日㊸ 午後1時半～4時半（先着6人）	市民税課（市役所2階） ☎06（6319）1990 ※申込みは前日までに、近畿税理士会吹田支部 ☎06（6319）0450へ
労働	解雇、賃金未払い、休暇、退職、就業規則など労働全般の相談	10日㊸・24日㊸ 午後1時～4時	産業振興課（市役所4階） ☎06（6383）1362 ※予約優先、当日受付可
消費生活	消費者の利益・安全に関する苦情・要望など	毎週㊸～㊸午前9時～午後5時	産業振興課、消費生活相談ルーム（市役所4階） ☎06（6383）2666
多重債務法	司法書士＝㊸、弁護士＝㊸による債務（借金）の問題解決	▷4日㊸午後2時～5時 ▷19日㊸午後1時～4時（要事前予約）	
心配ごと	家族関係、生計、病気などの悩みごと	2日㊸・16日㊸ 午後1時～3時	社会福祉協議会（地域福祉活動支援センター内） ☎06（4860）6460
人権擁護	人権擁護委員による相談	12日㊸ 午後2時～3時半	自治振興課（市役所2階） 問合せは人権女性政策課へ
人権なんでも	暮らしの中で起こる人権問題	毎週㊸～㊸ 午前10時～午後4時 ※15日㊹除く	市人権協会（人権女性政策課・市役所4階） ☎06（6383）1011
男性電話	生き方・働き方、人間関係の悩み	24日㊸ 午後1時～4時	人権女性政策課 ☎06（6155）9167
女性総合▷電話▷来所	女性のさまざまな悩みの相談（家庭や職場、パートナーからの暴力の相談も含む）	▷毎週㊸㊹㊸㊸㊸ 午前9時半～午後5時 ※15日㊹除く ▷第3・4㊸午後1時～9時	男女共同参画センター・ウィズせつつ相談室 問合せ・予約 ☎06（4860）7114 ※女性総合の電話相談を希望する人は ☎06（4860）7116へ ※未就学児の一時保育あり（5日前までに要予約）
専門相談	女性法律（要予約）	▷9日㊸午後2時～4時40分 ▷23日㊸午後5時～7時40分	
	女性面接（要予約）	▷2日㊸午後1時～4時50分 ▷11日㊸・25日㊸ 午前10時～12時50分 ▷16日㊸午後3時～7時50分	

※いずれも無料
※施設休館日は行っていません

5月の火災・救急件数

★火災3件
(年間累計9件)

★救急491件
(年間累計2,520件)

救急車を呼ぶか迷ったら、「救急安心センターおおさか」
#7119または06（6582）7119（24時間・365日対応）

救急件数のうち5件は熱中症によるものです！

熱中症に注意！

摂津市役所

☎06（6383）1111（大代表）

☎072（638）0007（代表）

お知らせ／募集

△個人

△団体

問合せ 同課へ

へ郵送。メールまたは左記QRからも可

ボランティア募集

◎使用済み切手整理 7月18日(休)午前10時～午後3時

◎ぞうきん縫ってボランティア 7月22日(月)午前10時～午後3時

※いずれも参加時間自由

場所・問合せ ボランティアセンター（地域福祉活動支援センター内）

☎06（6318）1128へ

国民健康保険・介護保険制度・後期高齢者医療

国民健康保険制度 問合せ 国保年金課へ

■高齢受給者証を送付 7月下旬

新しい高齢受給者証を70～74歳の国民健康保険加入者に送付します。8月1日(木)以降は、国民健康保険被保険者証と併せて新しい高齢受給者証を提示してください。

■国保限度額適用認定証の更新申請

医療機関窓口での支払いが限度額までとなる「国民健康保険限度額適用認定証（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証）」が必要な人は、同課へ申請してください。（郵送可）

介護保険制度 問合せ 高齢介護課へ

■介護保険料決定通知書を送付 7月中旬

65歳以上の人へ令和6年度分の「介護保険料本算定決定通知書」を送付します。納付書払いの人は、納期限までに保険料を納めてください。滞納すると介護保険サービスの給付に制限がかかる場合があります。

●減免申請

▽被保険者または生計中心者の死亡・失業などにより、月の平均収入が以前より5割以上減少した場合は、一部減免の申請ができます。
▽保険料の所得段階が第2・第3段階の人で、保険料の支払いが困難な場合は、一部減免の申請ができます。

※申請時期や適用する減免により、対象の保険料が異なります／収入などの要件があります／減免の種類により添付書類が異なるため、同課へお問い合わせください

後期高齢者医療制度 問合せ 国保年金課へ

■医療費などの自己負担軽減

住民税非課税世帯の被保険者には「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を、一部負担金の割合が3割で所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの被保険者には「後期高齢者医療限度額適用認定証」を交付しますので、同課へ申請してください。医療機関で提示すると、自己負担限度額までの支払いになります。

※継続対象者には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で送付（申請不要）

■国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由などで、保険料の納付が困難で一定の基準を満たす場合、申請により保険料が免除または納付猶予される制度があります。

令和6年度の免除・納付猶予申請は、7月1日(月)から、同課で受け付けます。

なお、免除や納付猶予期間があると将来受け取る年金が減額されますが、10年以内に追納することで年金額を増やすことも可能です。

■保険料額決定通知書を送付 7月中旬

普通徴収の人は、送付する納付書や口座振替、スマートフォン決済で保険料を納付してください。特別徴収の人は、直接年金から天引きされます。

■新しい被保険者証を送付 7月中旬

薄緑色の新しい被保険者証を簡易書留で送付します。有効期限は、来年7月31日(木)までです。
有効期限が過ぎた被保険者証は使用できませんので、市に返却するか破棄してください。